

『プラスチック汚染条約の動向 と農業分野を含む国内取組事例』



2025年2月28日

環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室
朽網道徳

1. プラスチック汚染について
2. プラスチック条約INC
3. 農業分野を含む日本の取組

<高度成長期>

■ プラスチックの特色

- ✓ **安価で、軽く、耐久性に富み、成型も容易**
- ✓ 高度成長期に製造量が飛躍的に増加

■ 適正処理が困難

- ✓ プラスチック廃棄物の量が増大
- ✓ **分解しにくく**安定性が高く、また**かさばる**ため多くの埋立用量が必要。
 - ✓ 当時の旧式の焼却炉では、燃焼の際に高温で炉を傷める。塩化水素ガス等の処理が必要。（その後改善され、これらの問題はなくなった）

<90年代初め>

■ 焼却処理困難

- ✓ **ダイオキシン問題**～焼却場からの飛灰にダイオキシンが含まれるとの報道から社会問題化

■ 最終処分場のひっ迫

- ✓ 最終処分場の偏在による自治体間の対立
- ✓ バブル景気を経て、多様な生活スタイルに～商品の少量多品種化、多頻度流通

廃棄物政策の転換（1990年代～2000年代）

- **各種リサイクル法の制定**（例：容器包装リサイクル法(1995年)）
- **ダイオキシン類対策**（特措法(1999年)、焼却施設の大型化、処理の広域化）
- **循環型社会形成推進基本法の制定**(2000年)：3 Rの優先順位と拡大生産者責任を明記

→ **排出者責任の拡大、拡大生産者責任（EPR）**の考え方に基づく制度の導入

→ **3 R（Reduce、Reuse、Recycle）の徹底**とリサイクルできないものの熱回収

廃棄物の中でやっかいなプラスチックについて (UNEP)

- 地域固形廃棄物組成の世界平均および地域別内訳。
- 廃棄物の割合は、世界平均で見ると、食品・農業系廃棄物、紙類廃棄物についてプラスチック廃棄物が多い。
- プラスチックは分解せず、残留し、環境・生態系に与える影響が大きい。

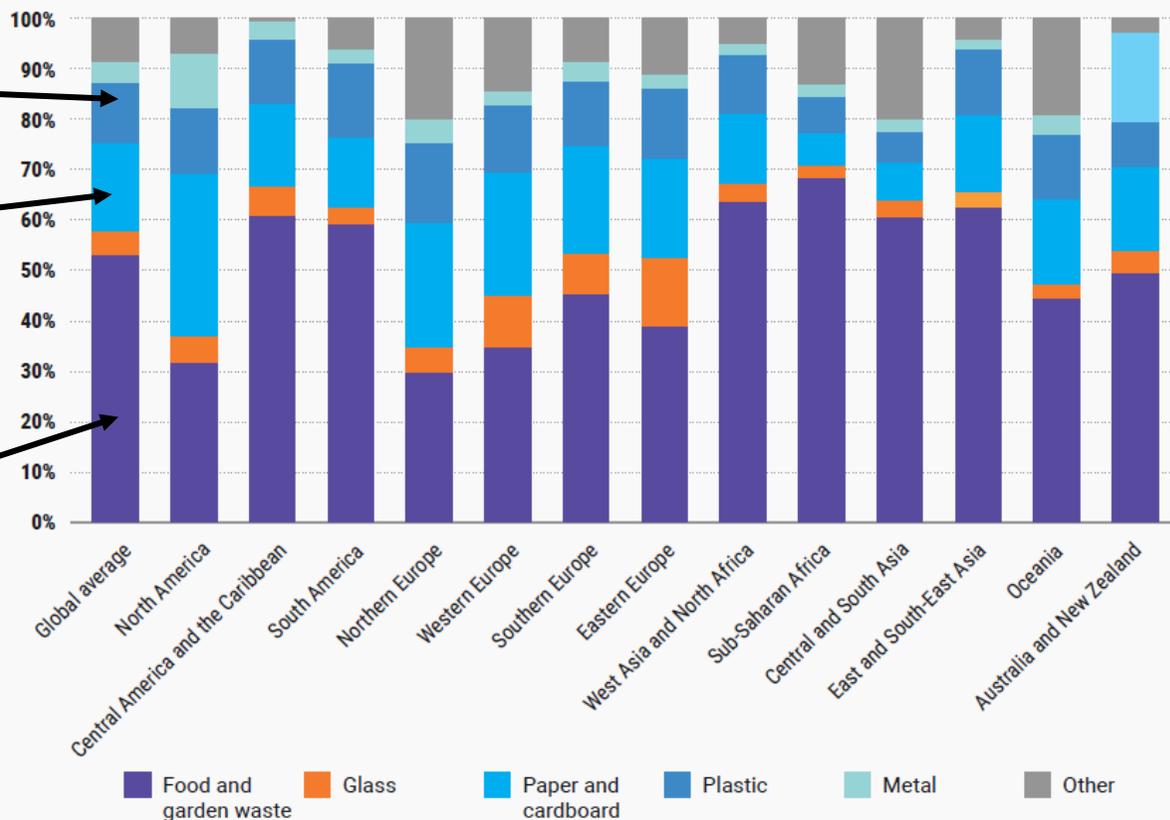
Figure 6: Global average and regional breakdown of municipal solid waste composition.

"Other" includes items such as textiles, wood, rubber, leather and household and personal hygiene products.

プラスチック廃棄物

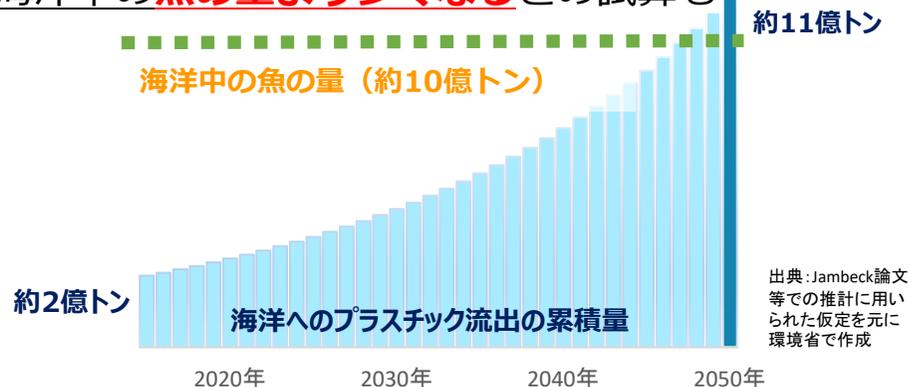
紙類廃棄物

食品・農業系
廃棄物



増え続ける海洋へのプラスチック流出

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算も



【Jambeck論文等での推計に用いられた仮定】

- プラスチックの生産量が、毎年5%増加すると仮定
- 生産量（2015年は3.22億トン）の約3%が海に流出と仮定

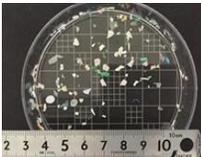
プラ汚染による被害・影響

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響



©NOAA

・海洋中のマイクロプラスチック（5 mm未満の微細なプラスチック）が生態系に及ぼす影響も懸念されている



九州大学
磯辺研究室提供

世界全体で対策が急務



モルディブ
出典: 環境省



出典: 対馬市

※中国や東南アジアからの流出が多いと推計されているが、国際合意のある統計は、現状存在せず、科学的知見の収集が急務。

- 世界全体で毎年約**800万トン**のペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系への影響に加え、観光や漁業にも悪影響を及ぼしている。
- 5mm以下の**マイクロプラスチック**（元々小さいものと紫外線や波等で細かくなったもの）が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。

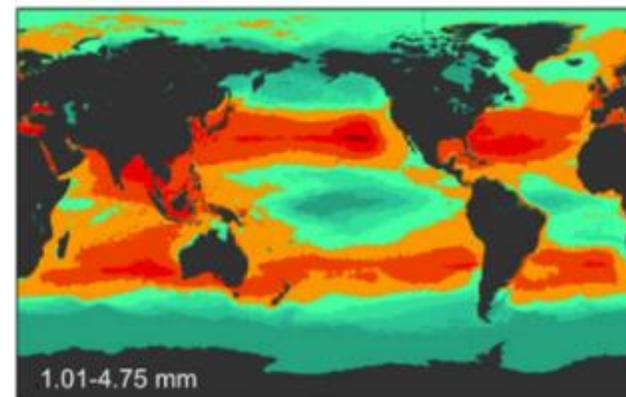
□ 世界規模での汚染拡大



出典: Saeed Rashid
ウミガメに巻き付いたプラスチック



出典: タイ天然資源環境省
クジラの胃から出てきたポリ袋



1.01-4.75 mm
マイクロプラスチックの分布(モデル予測)

□ 海岸に大量に漂着する海洋ごみ



日本



米国

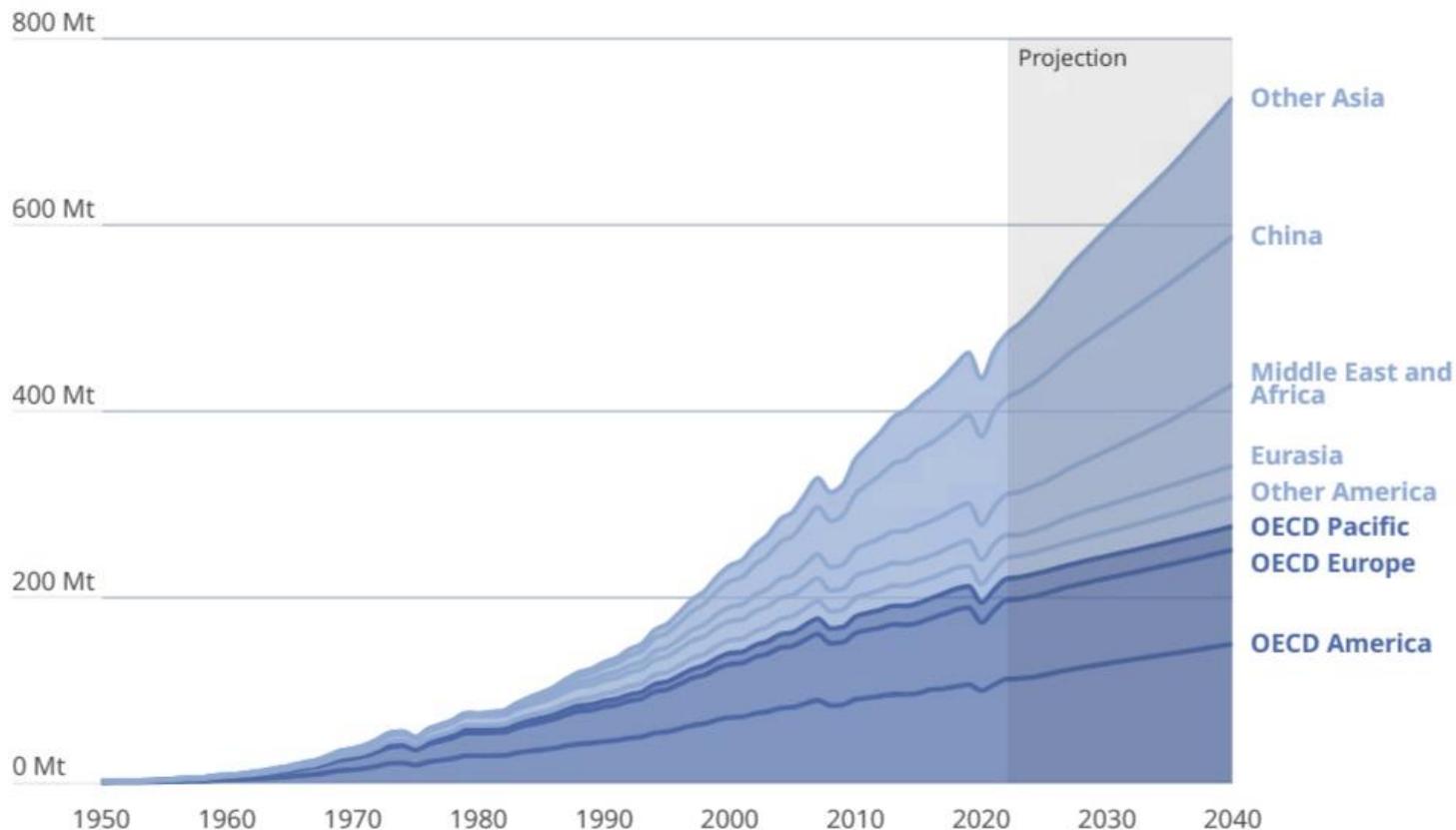


島嶼国

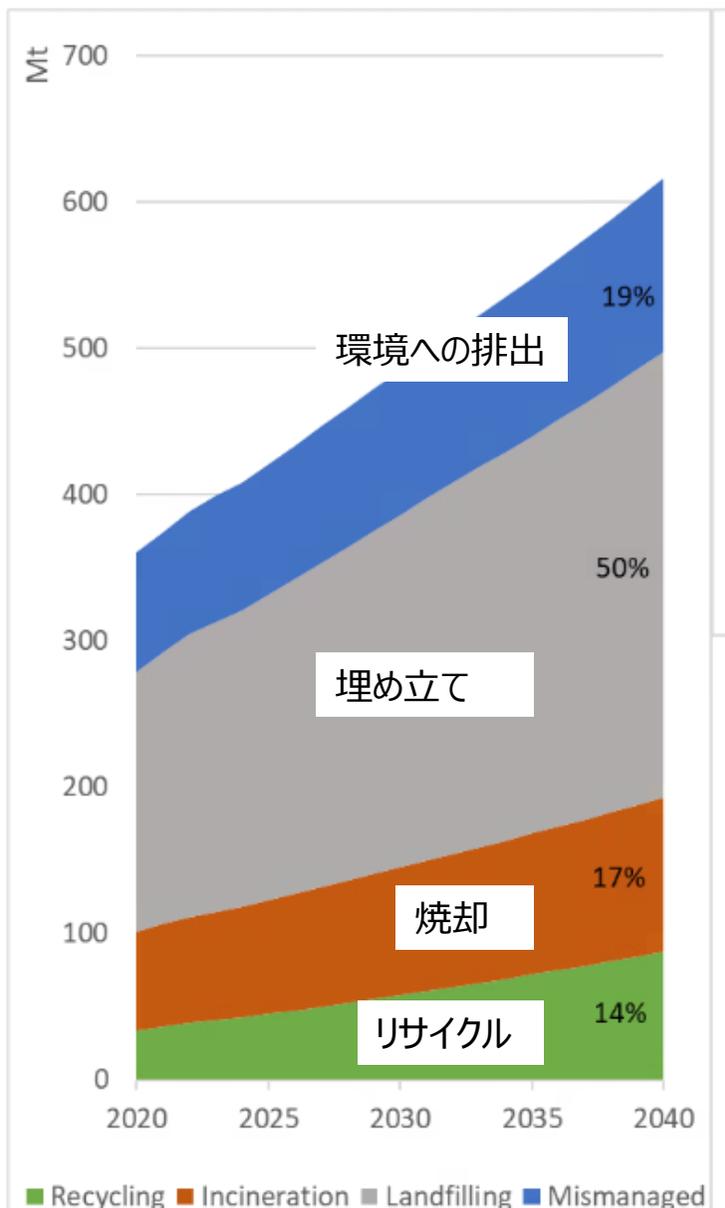
- 世界全体での、プラスチック使用量は年々増加し、BAUシナリオでは、2020年の4.35億トンから2040年は7.36億トンまで増加すると推定される。

Plastics use projections

Million tonnes (Mt), projections from 2022



Source: OECD (2024), Policy Scenarios for Eliminating Plastic Pollution by 2040.

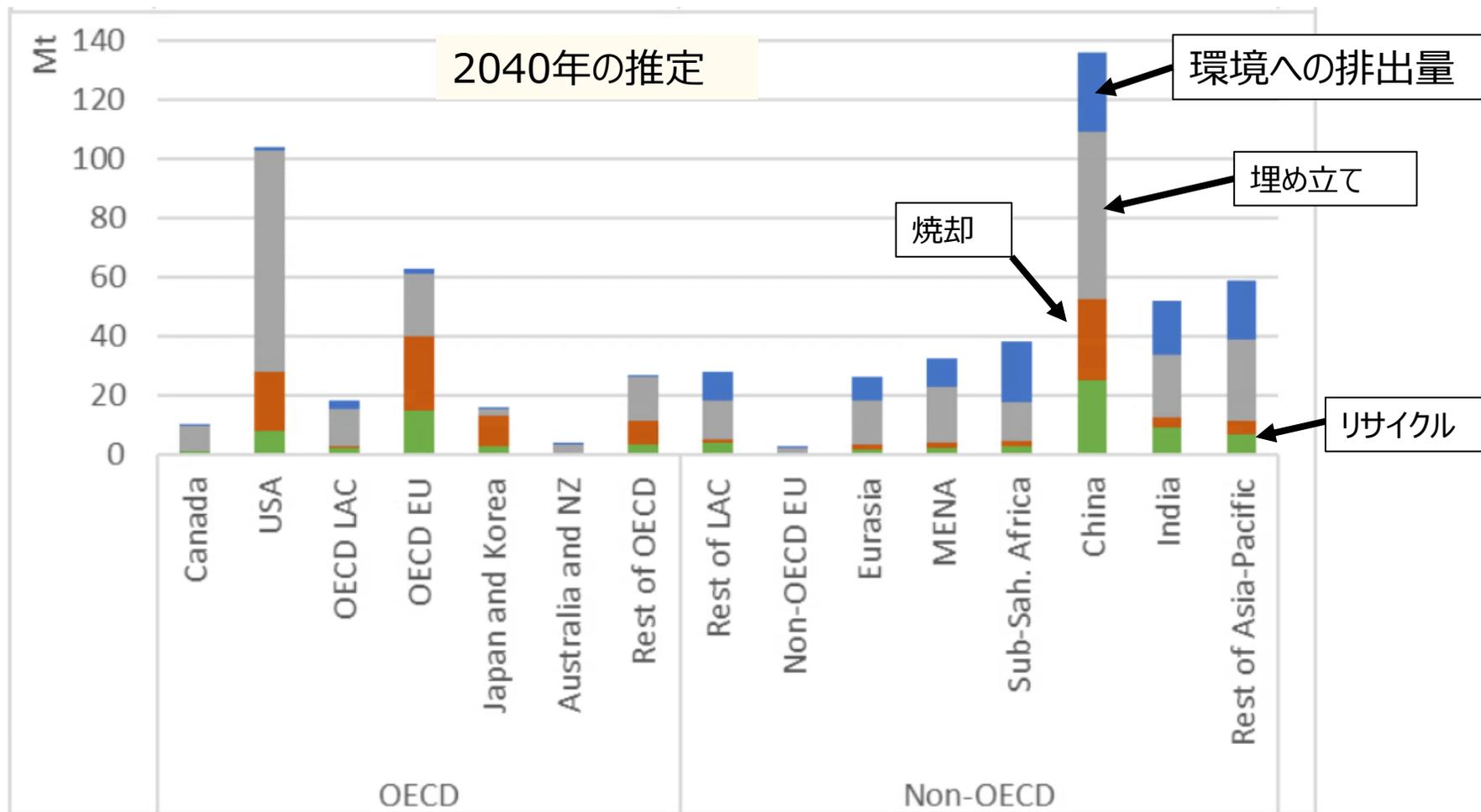


BAUシナリオ

- 廃棄物管理の改善は進むが、廃棄物の量が2020年の3.6億トンから、2040年には6.17億トンまで増えることから、管理できない廃棄物は2020年の0.81億トンから2040年には1.19億トンに増加すると推定される。
- その結果、環境中に排出されるプラスチックの量は、2020年の0.2億トンから、2040年には0.30億トンに増加する。
- 河川と海に蓄積されるプラスチックの量は2020年の1.52億トンから、2040年には3.00億トンに倍増すると推定される。

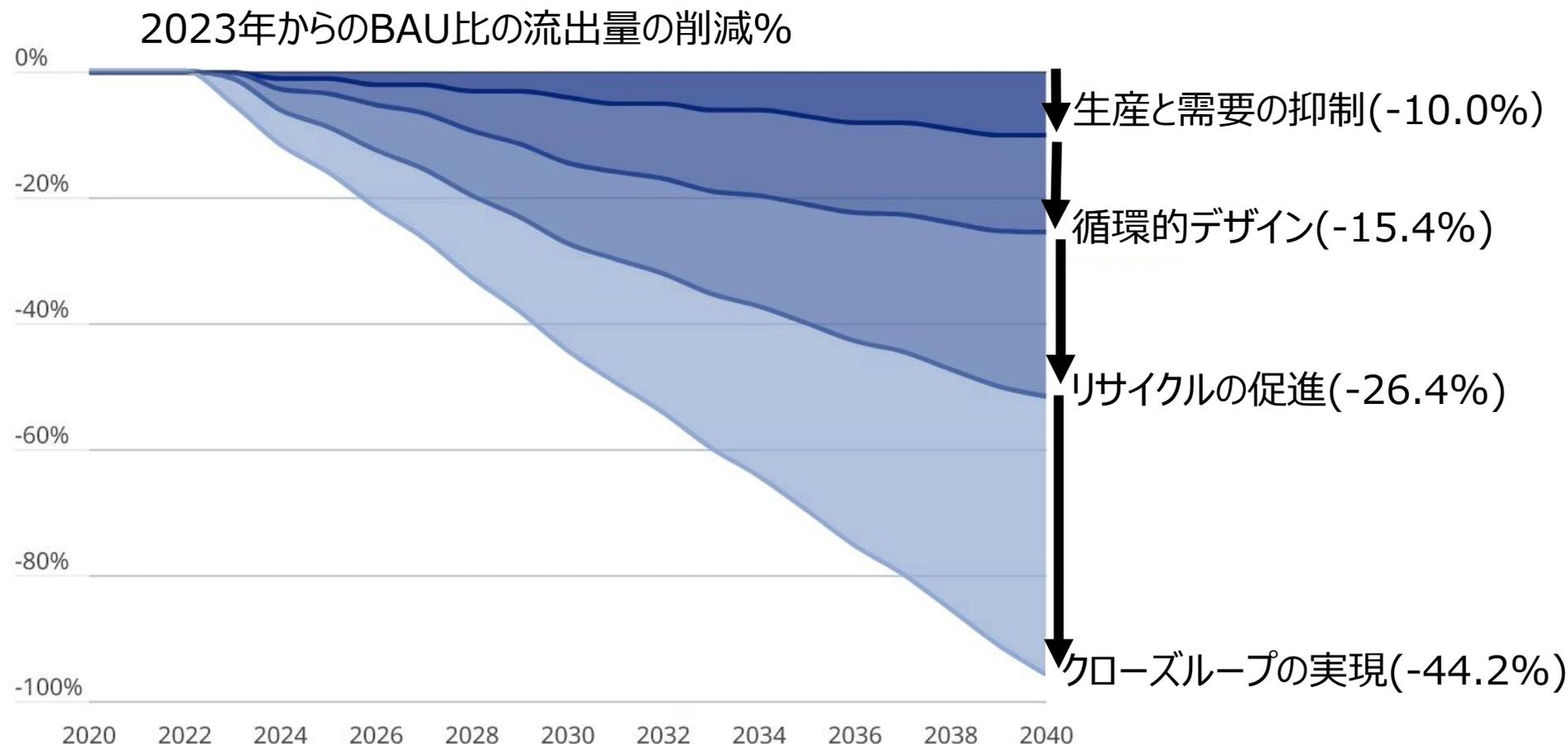
環境中へのプラスチック流出量（OECD報告書）

■ 廃棄物の取り扱いは、各国・地域によって異なるが、環境への流出量の2040年推定量は、中国、アジア・パシフィック、インド、アフリカが多い。



環境中へのプラスチック流出量ゼロに向けて（OECD報告書）

■ BAUシナリオに比べて、生産と需要の制御、循環的デザインの推進、リサイクルの促進、クローズループの実現により、2040年はプラスチックの環境中への排出量は96%削減できると推定される。



Source: OECD (2024), Policy Scenarios for Eliminating Plastic Pollution by 2040.

プラスチック条約INC

- プラスチック汚染防止条約が現在議論されており、汚染防止にはプラスチックの分別回収・リサイクルの徹底などで、環境中への漏洩・流出を根絶する必要があります。

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28~12/2@ウルグアイ

- ・INC議長を選出 (INC3までペルー、INC4からエクアドル)
- ・条約の目的、主要要素について議論

2023年

INC2 : 5/29~6/2@パリ (条文案の作成を決定)

INC3 : 11/13~19@ケニア (条文案初版を議論)

2024年

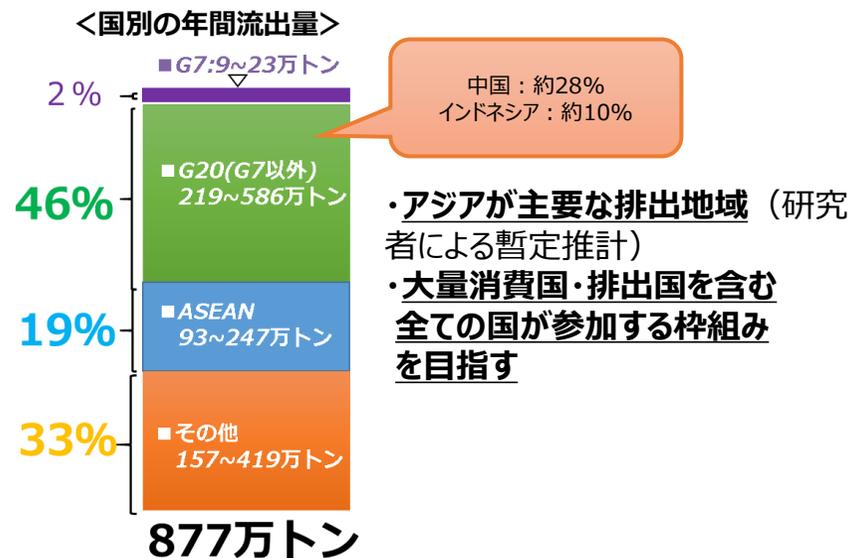
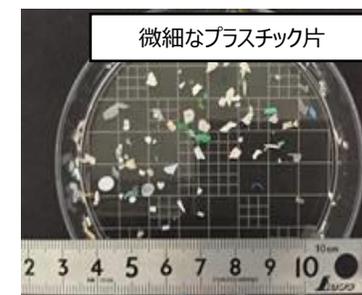
INC4 : 4/23~29@カナダ (改定版条文案を議論)

INC5 : 11/25~12/1@韓国 (条文案の合意を目指す)

2025年 (最速 = INC5で合意できれば)

外交会議 (条約を採択、各国の署名開始 (賛同の意思表示))

※ I N C : 政府間交渉委員会



Jambeck (2015) (2010年データを元にした海洋への流出量推計)

- **2019年6月 G20大阪サミット**
 - 日本主導で**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**を共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」
 - 本ビジョンを共有する国は87カ国・地域まで拡大。
- **2021年9月 ジュネーブ閣僚会合**（プラ汚染対策には国際条約が必要とする宣言を採択）
- **2022年3月 国連環境総会（UNEA）**
 - プラスチック汚染に関する条約策定に向けた**INC（政府間交渉委員会）の設置**を決議
- **2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合（INC1）（ウルグアイ）**
 - 議長（ペルー）が選出され、**交渉が正式に開始**（約150か国から2300人以上が参加）
- **2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合**
- **2023年5月 G7広島サミット**
 - プラスチック汚染に関するG7目標：「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」
- **2023年5月～6月 INC2（フランス）**
 - 次回INC3までに議長が**条文案（ゼロドラフト）を作成することを決定**
- **2023年 11月 INC3（ケニア）**
 - ゼロドラフトに各国の意見を反映し、**次回INC4で交渉する改定条文案を作成**（会期間の作業には合意できず）
 - （閉会直前）INC議長がメザクアドラ氏（ペルー）からバジャス氏（エクアドル）に交代
- **2024年 4月 INC4（カナダ）**
 - **改定条文案の整理・統合が進む、会期間専門家会合の開催に合意、条文案の法的精査を行うグループの設置決定**
- **2024年 8月 会期間専門家会合（タイ）**
 - 主要義務規定に係る技術的事項及び資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な議論を実施
- **2024年 11月～12月 INC5（韓国）** **条文案の合意**を目指す、**COP1までに必要な作業を明確化する**





Who we are ▾

Where we work ▾

What we do ▾

Publications & data



HOME / INTERGOVERNMENTAL NEGOTIATING COMMITTEE ON PLASTIC POLLUTION

Fifth Session (INC-5)

NOTIFICATIONS

議長ノンペーパー第3版：

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46483/INC%20Chair%20Non%20Paper%203%20-%202029.10.2024.pdf>

NON-PAPER 3 OF THE CHAIR OF THE COMMITTEE

INTRODUCTORY NOTE

As I announced in the closing of the Heads of Delegation meeting in Nairobi from 30 September to 1 October, I have developed a further non-paper, drawing on the non-paper that I had shared in advance of that meeting and on the range of views, proposals and suggestions for additions that were raised during that meeting.

In my role as Chair, I am pleased to submit my Non-paper 3 to delegations. This document aims to assist our collective efforts to negotiate a legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment, during the pivotal round of negotiations at INC-5.

I acknowledge the rich discourse and steadfast dedication demonstrated by all involved in the INC process to date. The non-paper builds on contributions from governments, regional groups, specialized documents, observers, and international organizations with experience in multilateral environmental agreements.

I have taken note of those contributions and have attempted to reflect them in this new non-paper, which includes some adjustments to the structure of my previous paper that reflect suggested changes on which views of delegations seemed to converge. I present this non-paper on the understanding that the approach I have been working with to advance discussions is an acceptable basis for further work, bearing in mind the broadly shared view that there is a need to:

- Focus the text on essential elements,
- Make the best use of the 7 days remaining at INC-5 to conclude our negotiations, and
- Ensure that the treaty is effective, implementable and fit for the purpose of ending plastic pollution

I have identified significant convergence areas among delegations on a range of issues under negotiation. I am suggesting text for those articles where I believe there is sufficient convergence. In doing so, I have drawn on the respective elements of the compilation of draft text as presented in document UNEP/PP/INC.5/4, and have distilled that text and attempted to reflect the essence and intent of the elements in a more concise text. Given their acceptance in other Multilateral Environment Agreements, I have largely taken the articles addressing the Final Provisions (i.e. Article 22 onwards) from document UNEP/PP/INC.5/4. My suggested texts are bracketed, and I confirm that the zero options reflected in the compilation of draft text remain on the table as we move forward with our discussions.

I have outlined elements for further discussion for unresolved issues. Considering the Members' expressions of willingness to reach an understanding on those issues, I trust that additional dialogue will foster convergence in time to get a comprehensive agreement in Busan. In some cases, I have identified potential work that could be undertaken in the interim period between the Diplomatic Conference and the first meeting of the Conference of the Parties.

This non-paper is proposed as a basis for negotiation at INC-5. It represents the Chair's perspective and intends to facilitate progress at INC-5. I urge delegations at INC-5 to review the document using agreed-upon work procedures, aiming for a consensus that balances interests and reflects shared aspirations.

I reaffirm the central role of Members in leading these negotiations. I am committed to promoting dialogue and compromise under the principle that "nothing is agreed upon until everything is agreed upon".

Noting the significant progress already achieved and the few remaining challenges in focus, I am optimistic that, with the necessary political will, we will reach our shared goal in Busan: a legally binding instrument on plastic pollution by the end of 2024.

Ambassador Luis Vayas Validivieso,
Chair of the Intergovernmental Negotiating Committee on Plastic Pollution

議長ノンペーパー3で提示されている条文案の構成

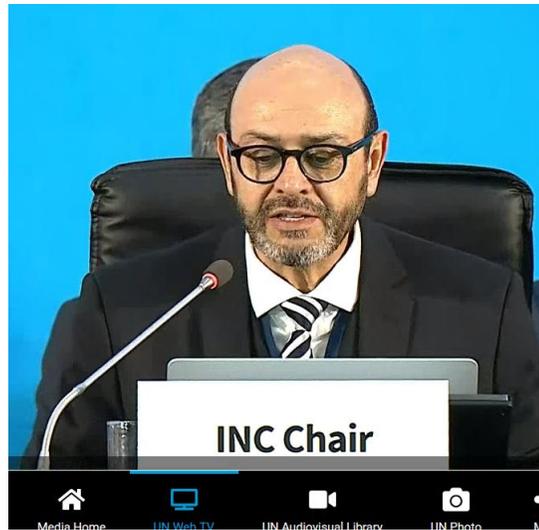
議長として、①必須要素に絞ったテキストで、②INC5交渉時間を有効活用するとともに、③実効的かつ実施可能な条約を目指した形。

前文	-
第1条	目的
第2条	定義
第3条※	プラ製品・プラ製品に使用される懸念のある化学物質
第4条	適用除外
第5条	製品設計
第6条※	供給
第7条	排出・放出
第8条	廃棄物管理
第9条	既存のプラ汚染
第10条	公正な移行
第11条※	資金メカニズムの設立を含む資金調達
第12条	国際協力を含む、能力開発、技術支援、技術移転

第13条	実施・遵守
第14条	国家計画
第15条	国別報告
第16条	有効性評価・監視
第17条	情報交換
第18条	意識啓発、教育、研究
第19条	健康
第20条以降	第20条：COP・補助機関 第21条：事務局 第22条：紛争解決 第23条：改正 第24条：附属書の採択・改正 第25条：投票権 第26条：署名 第27条：批准、受諾、承認 第28条：発効要件 第29条：留保 第30条：脱退 第31条：寄託者 第32条：正文
附属書	

※第3, 6, 11条は意見の隔たりがあるため条文案を提示せず。

INC 5 における最新議長ペーパー (1 December 2024)



Intergovernmental Negotiating Committee to develop an international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment

1 December 2024

CHAIR'S TEXT¹

[PREAMBLE]

The Parties to this Convention,

Noting with concern that the high and rapidly increasing levels of plastic pollution, including in the marine environment, represent a serious environmental and human health problem, negatively impacting the environmental, social and economic dimensions of sustainable development,

Acknowledging the important role played by plastics in human society, and stressing the importance of establishing effective mechanisms throughout the plastic lifecycle to promote plastic circularity and prevent leakage of plastics in the environment,

Recognizing the significant contribution made by all workers in the plastics sector, especially those that are in informal and cooperative settings and small and medium-sized enterprises, to the collection, sorting and recycling of plastics in many countries,

Underlining the importance of science-based decision-making and the contributions of scientific, economic, social, and technical information, including traditional knowledge and indigenous knowledge systems, for the implementation of measures to reduce plastic pollution and to improve the understanding of the full life cycle of plastics and of the global impact of plastic pollution and measures to address them,

Reaffirming the principles of the Rio Declaration on Environment and Development, adopted in Rio de Janeiro, Brazil, in 1992, including, *inter alia*, the principle of common but differentiated responsibility and respective capabilities, sustainable development and the sovereign right of states to exploit their own resources pursuant to their own environmental and developmental policies,

Recognizing that this Convention and other international agreements in the field of the environment are mutually supportive,

Emphasizing that nothing in this Convention is intended to affect the rights and obligations of any Party deriving from any existing international agreement,

Understanding that the above recital is not intended to create a hierarchy between this Convention and other international instruments,

Noting the importance of taking into account national circumstances and capabilities in the implementation of relevant provisions of this Convention.

Noting that nothing in this Convention prevents a Party from taking additional domestic measures consistent with the provisions of this Convention in an effort to address plastic pollution in accordance with that Party's other obligations under applicable international law,

Have agreed as follows:

¹ This draft text was developed building on the outcomes of the informal consultations on 30 November and contributions from the Co-Chairs of the Contact Groups and facilitators of the informal consultations.

- **2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山において開催。**
- 2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すとして採択。今回合会において精力的な交渉が行われたものの、**合意に至らず、今後、再開会合が開催される予定。**
※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）

1. 今回合会の議論及び結果概要

- バジェスINC議長（エクアドル）が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案も参照しつつ、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉。**11月29日には、改めて議長から条文案が提示され、議論継続。
- この過程において、
 - ①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展。**
 - ②他方で、プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われず。**
- この結果、最終日の12月1日には、議長から条文案が再度提示されたものの、**合意には至らず。**このため、今後、**再開会合を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認。**

2. 日本の主張・対応

日本からは、今回の合会において、

- ①プラスチックの**ライフサイクル全体**での取組の促進、②**プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化**、③各国における**プラスチック資源循環の促進**、④**環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進**、⑤**適正な廃棄物管理**（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥**国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー**、⑦**全ての資金源からの資源動員の重要性**等について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与。
再開会合においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言。
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として地域合会を主催。

3. 今後の予定

再開会合（INC5.2） 来年以降時期、場所未定

外交会議（立候補国：エクアドル、ルワンダ・ペルー（共催）、セネガル）

第5条

プラスチック製品のデザイン

仮訳

1 各締約国は、自国の状況及び能力を考慮して、次のことを行う適当な措置をとる。

(a) 循環型経済アプローチを追求して、プラスチック製品の設計を改善し、次のことを行う。

i. プラスチックの再利用とリサイクルを増やすことにより、適切な場合には、再利用とリサイクルされた内容の目標を通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費に貢献する。

ii. 耐久性、再利用性、詰め替え能力、改修能力、修理性の向上、プラスチック製品のリサイクル性、および安全で持続可能な添加剤の使用の促進。

iii. プラスチック製品の廃棄を、廃棄物の階層に従って環境に配慮した方法で確実に処理すること。そして

IV. 製品寿命期間中のマイクロプラスチックを含むプラスチックの放出を最小限に抑えること。

(b) ライフサイクル評価及び利用可能な最善の科学、関連する場合の伝統的な知識、先住民族と地域社会の知識に基づき、環境、経済、社会及び人間の健康の側面並びにそれらの廃棄物の削減及び再利用の可能性、並びに利用可能性を考慮しつつ、製品、技術及びサービスを含む、持続可能で安全な代替物及び非プラスチック代替品の研究、革新、開発及び利用を促進すること。

2 締約国会議は、締約国がこの条を実施することを援助するため、部門別アプローチを通じて、優先的なプラスチック製品に関する具体的な指針を作成するためのプロセス及び作業スケジュールを確立する。締約国会議は、合理的な期間内に、当該指針を採択し、及び適当な場合には更新する。

3 締約国は、1の規定を実施するに当たっては、関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮に入れるべきである。締約国は、本条の実施を支援するため、多国間レベルでの関連する国際ルール、基準及びガイドラインの策定に向けて、関連する国際機関と協力することが奨励される。

4 締約国は、この条を実施するためにとる措置が国際貿易に対して不必要な障害を生じさせず、また、同一の条件が優勢である国との間の恣意的若しくは不当な差別の手段又は国際貿易に対する偽装制限を構成するような方法で適用されないことを確保する。

第8条

プラスチック廃棄物管理

仮訳

1 締約国は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、その他の関連する協定及び組織並びに6に規定する指針に基づいて策定された関連ガイドラインを考慮しつつ、プラスチック廃棄物が環境上適正な方法で管理されることを確保するための措置をとる。

2 各締約国は、1の規定を実施するに当たり、各国の事情及び能力を考慮して、次の措置を含む措置をとる。

(a) プラスチック廃棄物の安全な取り扱い、分別、収集、輸送、貯蔵、リサイクルおよび処分(エネルギー回収を含む)のための適切なシステムおよび災害に強いインフラを国内および地方レベルで確立すること。

(b) 循環型経済アプローチを促進すること。

(c) プラスチック廃棄物の収集およびリサイクル率を高めるための国家レベルでの目的および目標を設定すること。

(d) ポイ捨てを防止し、プラスチック廃棄物の野放し、野焼き及び海洋投棄を、国際的に合意された規則を考慮して禁止すること。

(e) 放棄された、紛失した、またはその他の方法で廃棄されたプラスチック製の漁具を防止および削減すること。

(f) プラスチック廃棄物管理労働者、特に廃棄物拾い人その他の非公式労働者(女性、若者、小規模・零細漁業者を含む)のための公正な移行を促進すること。又は

(g) プラスチック廃棄物を抑制し、最小限に抑えるための行動変容を促進すること(公衆の意識を高めることを含む)。

3 締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が環境上適正な管理の目的に限り認められることを確保するための適切な措置をとる。バーゼル条約の締約国でもある締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越える移動がバーゼル条約の義務に従って行われることを確保するための適切な措置をとるものと(し、先進締約国は、開発途上締約国に対するプラスチックの輸出を禁止するための措置をとるものと)する。バーゼル条約が適用されない状況においては、締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越える移動が、5に規定する関連する国内及び国際的な規則、基準、ガイドライン及び指針を考慮した後にのみ許可されることを確保するための適切な措置をとる。

4 締約国は、プラスチックのライフサイクル全体を通じて環境上適正な管理を確保するための関係する利害関係者の共有責任を考慮しつつ、自国の管轄内で拡大生産者責任アプローチ及び適当な場合には他の経済手段の開発を確立し又は促進するための措置をとることが奨励される。

5 締約国会議は、この条の実施を支援するため、適当な場合には、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約締約国会議並びに他の関連する協定及び組織と協力して、作業計画を作成し、及びガイダンスを作成することができる

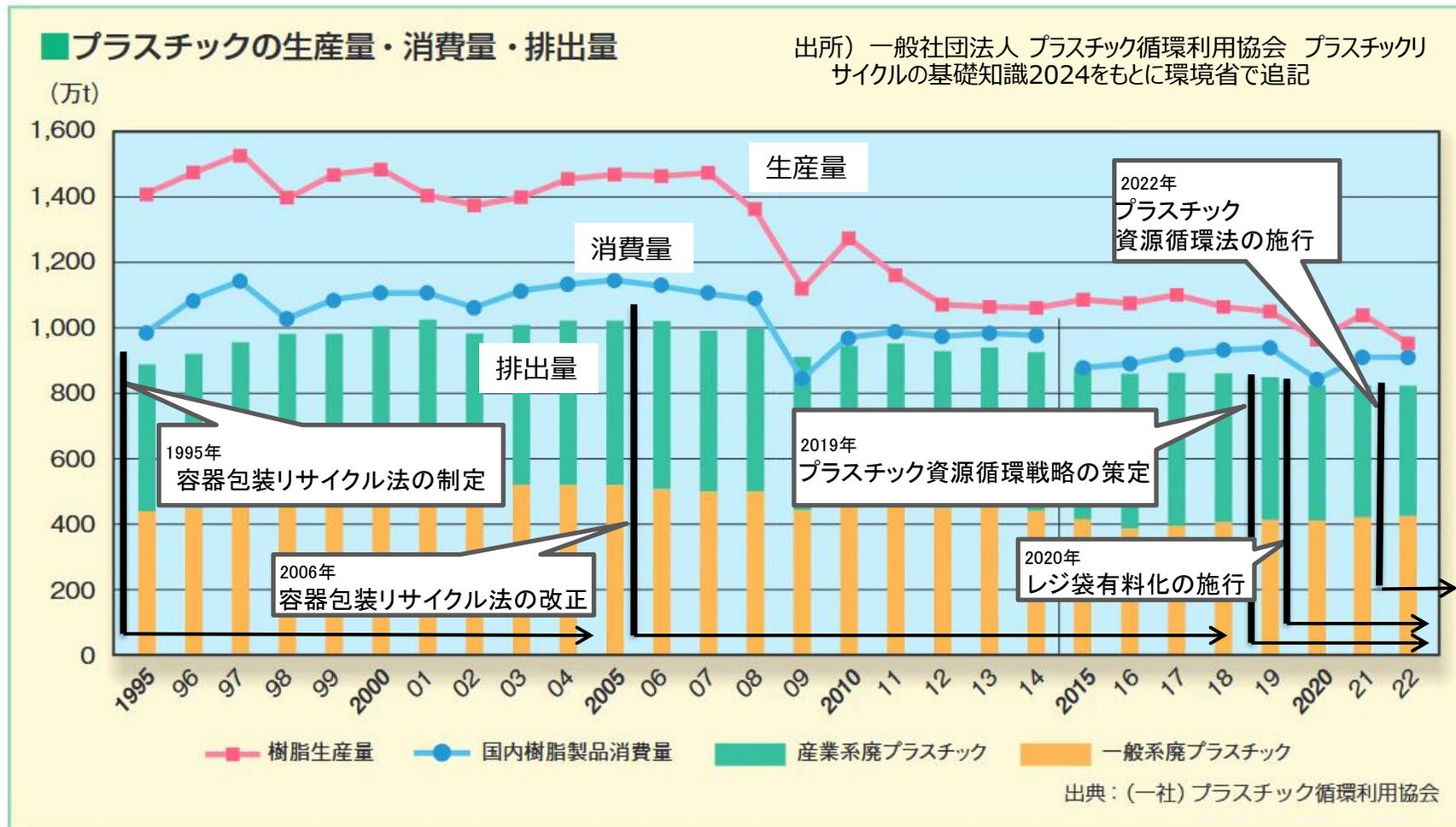
- 国連環境計画（UNEP）は、農地の土壌には、海よりも大量のマイクロプラスチックが混入している可能性があるという研究結果を発表した。
- 温室用のパネルなど、あらゆるものが徐々に劣化していく過程で生じるこのプラスチックは、世界中の土壌に溶け込み、土壌の質を低下させ、食物連鎖にも影響を与えている。
- 農業用プラスチックは生育期間の延長や、悪天候からの植物の保護などの効果があり、収穫量を最大60%まで高めることができる一方、プラスチックの一部が最終的にはナノ粒子にまで分解され、土壌や地下水に浸出する可能性がある。
- 分解されたプラスチックが食物連鎖の中に蓄積されることを示唆する研究もあり、人間の臓器、最近では脳にマイクロプラスチックが存在することが確認されている。
- 土壌中のマイクロプラスチックを検出する標準的な方法の開発や、生分解性プラスチックのような素材開発などにより、農業用プラスチックを減少させる必要がある。

材料の工夫と適正な廃棄プラスチックの管理

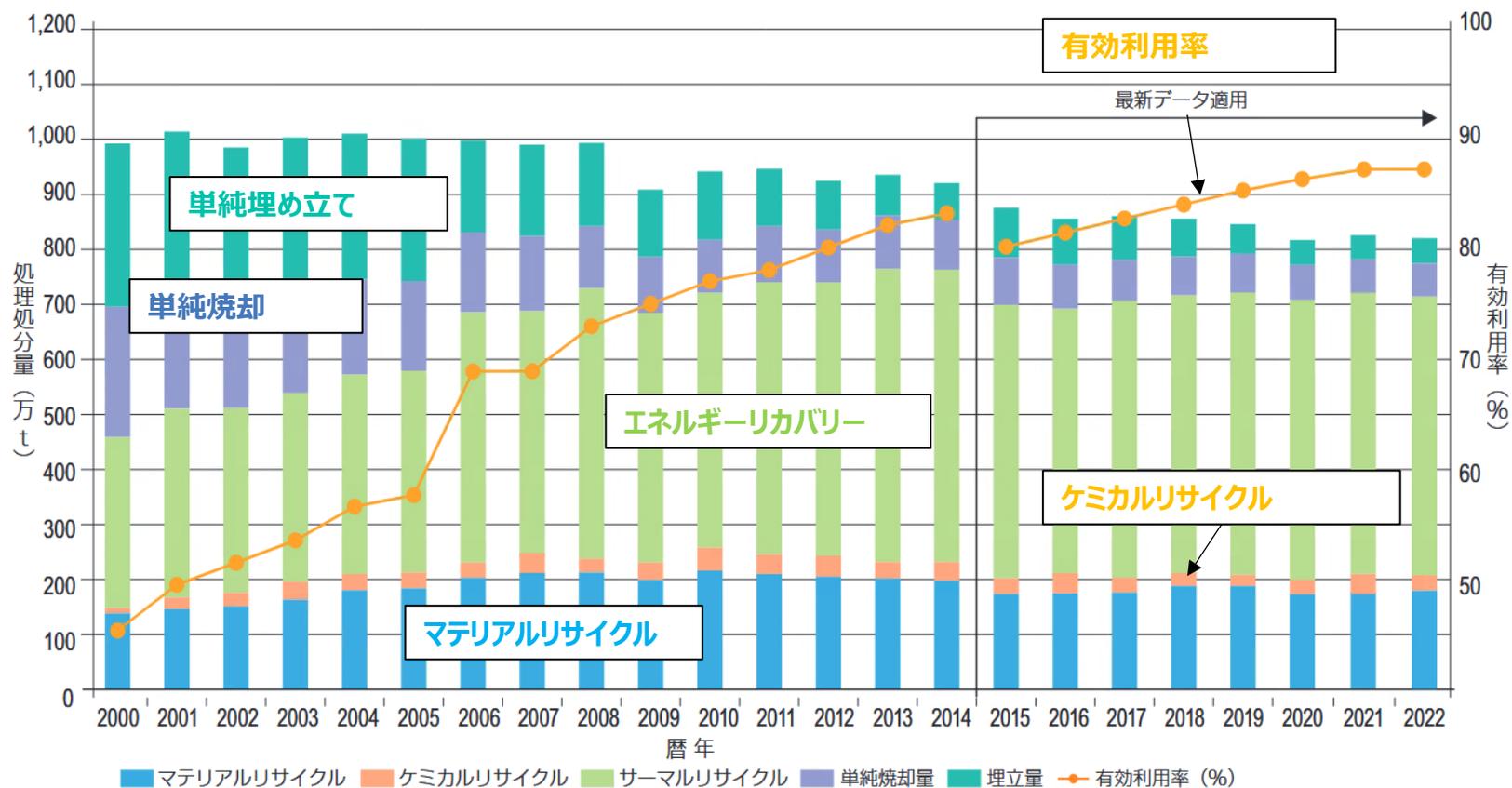
農業分野を含む日本の取組

日本のプラスチック排出量の推移

- 日本のプラスチック廃棄物量は、容器包装リサイクル法の施行・改正、プラスチック資源循環戦略の策定、レジ袋の有料化、プラスチック資源循環法の施行を受けて年々減少しています。



- 日本のリサイクル量は年々増加し、単純焼却、単純埋立量は減少（13%）。
- 2022年の有効利用率（マテリアルリサイクル＋ケミカルリサイクル＋エネルギーリカバリー）は87%。



プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況
 一般社団法人 プラスチック循環利用協会 2023年12月発行

農業産業分野から排出されるプラスチック類

- 農業用ハウス
- 農業用トンネルの被覆資材
- 農業様
- 苗や花のポット
- 牧草等のサイレージラップ等

■ 農畜産業分野で使用するプラスチック製品の例



鉄骨ハウス（ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム）



パイプハウス（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



トンネル（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



マルチ（ポリオレフィン系フィルム）



べたがけ（ポリオレフィン系フィルム）



育苗トレイ（その他プラスチック）



ポット（その他プラスチック）



サイレージラップ（ポリオレフィン系フィルム）

農業由来の廃プラスチックの再生利用

- 塩化ビニルフィルム及びポリオレフィン系フィルムともに、再生処理割合は7割以上であるが、埋立や焼却処理から再生処理への移行が課題
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、サーマルリサイクルが中心

塩化ビニルフィルム（農ビ）の事例

ほぼ100%マテリアルリサイクル。建築・土木資材、産業資材として使われてきたが、製品を作る工場の海外移転、競合品の上市などにより、国内の主用途は床材の中間層用。



床材



熱回収

ポリオレフィン系フィルム（農ポリ・農PO）の事例

単一素材で熱回収しやすいことから、サーマルリサイクルが増加。一部はマテリアルリサイクルされており、パレット、擬木、建築土木資材などに利用。また、セメント工場では補助燃料として利用され、灰はセメント材料として活用。

農ビ・農ポリとも、破碎洗浄後の再生原料は国内だけでなく、輸出され、輸出先で成形・製品化されている場合がある。

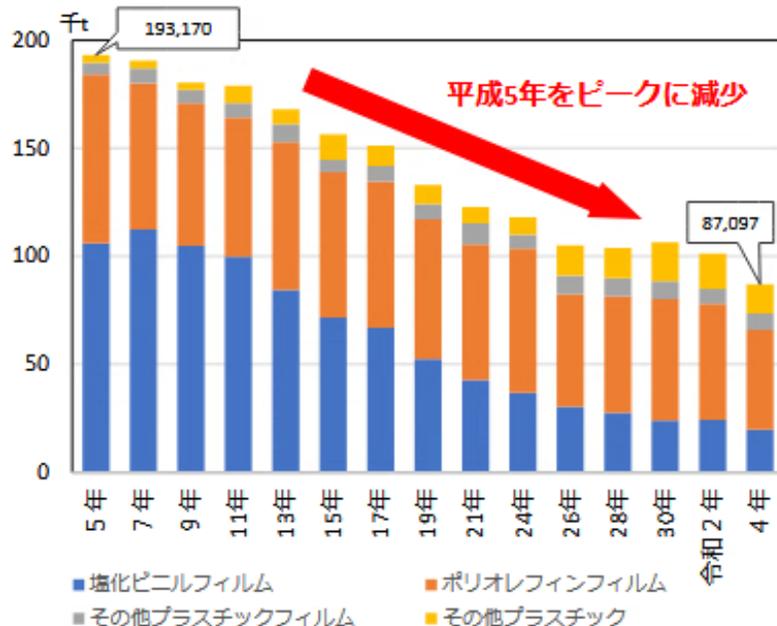


固形燃料(RPF等)

資料：農林水産省HP

- 農業由来の廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上により、年々減少の傾向。
- 産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）がある。
- 処理方法は、焼却が減少し、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリカバリー等）が増加。

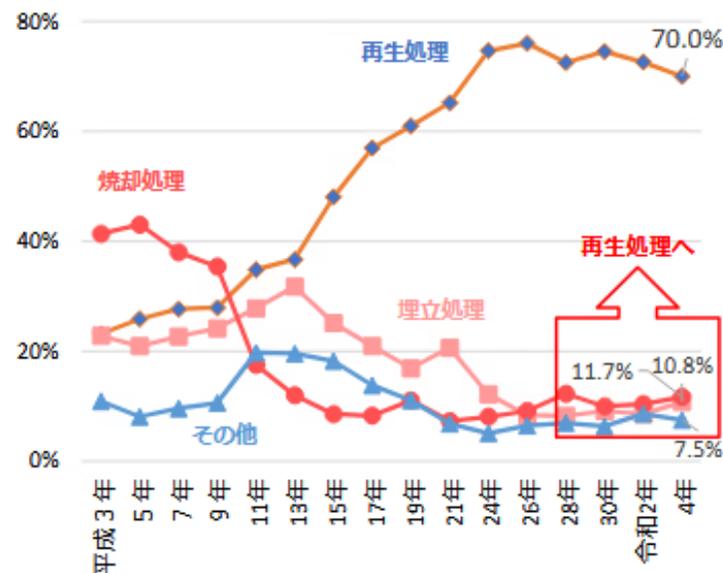
■ 農業用廃プラスチックの排出量の推移



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

資料：農林水産省HP

■ 農業由来廃プラスチックの処理方法の推移

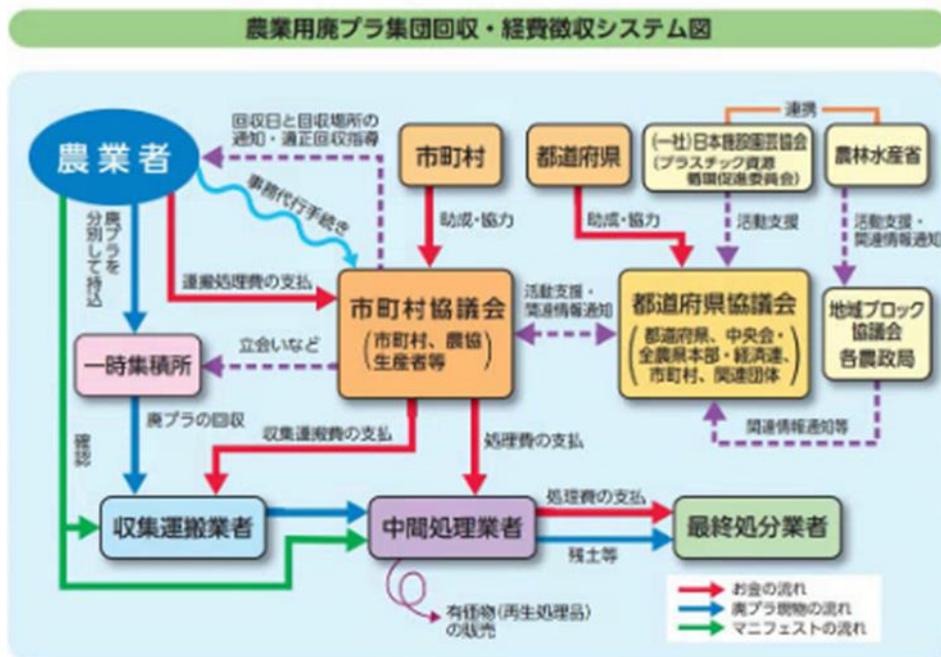


資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

農業用廃プラスチックの課題

- 植物残渣等の異物の混入、土等による汚れ、直射日光による劣化等により、再生利用が困難なものが存在すること。
- 農業者は一般に事業規模が小さく、発生地域の分散、排出時期の偏りなどの課題も存在。

■ 適正処理推進のための組織



資料：日本施設園芸協会「〈農業用廃プラスチック〉適正処理・資源循環促進のご案内」

■ マテリアルリサイクルの主な工程



資料：農林水産省HP

- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 漁具等の陸域回収徹底 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 イノベーション促進型の公正・最適なりサイクルシステム
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

- ＜リデュース＞
- ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- ＜リユース・リサイクル＞
- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用
- ＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 <ul style="list-style-type: none"> マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) 海岸漂着物等の回収処理 <ul style="list-style-type: none"> 代替イノベーションの推進 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） <ul style="list-style-type: none"> 資源循環関連産業の振興 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） <ul style="list-style-type: none"> 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） <ul style="list-style-type: none"> 海外展開基盤 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長**や**雇用創出** ⇒ **持続可能な発展**に貢献
- ◆ 国民各界各層との**連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資**や**イノベーション**（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ▶ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - ▶ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

<プラスチック資源の例>



<店頭回収等を促進>

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

① 製造・設計段階 環境配慮設計

- 製造・設計段階では、製造事業者は、プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求する必要があります。
- 特に優れた設計を大臣認定し、認定製品を国等がグリーン購入に基づき率先調達することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。製品分野毎に別途決定。

(ご参考) プラスチック環境配慮設計の策定状況

- プラスチック資源循環法は、設計製造段階での環境配慮設計を求めており、各業界団体がプラスチックに特化した設計ガイドラインの策定を進めています。また、優良事例を公表するなど環境配慮設計を促進する取組みが進められています。

製品群	業界団体名	指針の名称	制定・改訂時期	指針の概要
容器包装	日本石鹼洗剤工業会	容器包装の環境配慮設計チェックリスト	2023年1月	容器包装の環境配慮の項目に4Rと脱炭素へ向けた温室効果ガス排出削減等の視点を加えて設計を行うためのチェックリスト
容器包装	日本パン工業会	容器包装の環境配慮設計指針	2023年1月	減量化対策や分別・リサイクルの容易化など、14項目の設計指針
容器包装	PETボトルリサイクル推進協議会	PETボトルの環境配慮設計指針	2024年2月	法で定められた指針を補完し、PETボトルの特性を踏まえ、環境配慮設計を進める際に検討すべき事項について具体的に整理
容器包装	日本化粧品工業会	化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針	2022年6月	動脈・静脈双方の観点から、環境配慮に相応しい項目を整理
容器包装	日本プラスチック食品容器工業会	プラスチック食品容器設計・製造に関する環境配慮ガイドライン	2022年8月	食品容器に求められる役割（安全・衛生・食品保護等）を考慮しながら、バリューチェーン全体における環境配慮項目を整理
容器包装	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン	2022年2月	容器包装及び中身製品の特性を考慮し、情報発信などプラスチック使用製品設計指針の課題にも適切に対応し、事業者が自らの責任で、環境負荷の低減を推進するための項目を整理
家庭用品	全日本文具協会	プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン	2022年7月	プラスチックを用いたオフィスユース及びパーソナルユースの文具・事務用品を対象に、4Rの観点から配慮項目を整理

環境省：容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集

- 令和5年3月、直近約3年に実施されたプラスチック資源循環等に資する容器包装に関する、「技術・取組みの特長」や「環境負荷低減効果」等について、企業約30社72事例を取りまとめている。



プラスチック容器包装リサイクル推進協議会：ぷらっとサーチ

- 環境配慮パッケージ事例検索システム『ぷらっとサーチ』は、プラスチック製容器包装の環境配慮設計事例が検索できる。
- 会員企業・団体が推進する環境配慮設計の事例集で、2008年からの取組が検索可能。



出所) プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ウェブサイト、<https://www.pprc.gr.jp/search-system/index.html> (閲覧日：2024年8月19日)

出所) 環境省ウェブサイト、容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集 (2023年3月)、<https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf> (閲覧日：2024年8月19日)

② 販売・提供段階 ワンウェイプラのリデュース

- 販売・提供段階では、**レジ袋を有料化**するとともに、**カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチック製品12品目の提供事業者**は、判断基準に則って、目標を設定し、これを達成するため、**素材代替、声掛け、有料化などの排出抑制の取組を計画的に行うことが必要**です。
- 特に、**年間5 t 以上**（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）の**多量提供事業者**は、**取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**もあります。

対象製品	対象業種
<p>フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ● 宿泊業：ホテル、旅館 等 ● 飲食店：レストラン、喫茶店 等 ● 持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
<p>ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊業：ホテル、旅館 等
<p>衣類用ハンガー</p>  <p>衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となります。

(ご参考) 企業のワンウェイプラスチックのリデュースの取組状況

- プラスチック資源循環法により、特定プラスチック使用製品提供事業者は、実態に応じて提供方法や提供する使用製品の有効な取組を選択し、製品使用の合理化に取り組む必要があり、様々な取組が推進されています。

ファミリーマート：カトラリー類の有料化

- 店頭での**プラスチック製カトラリー類（6品目）の有料化**を、2024年1月29日より、直営店舗約100店で開始。
- プラスチック使用量年間約4t削減の見込み。

対象製品	価格（税込）
デザート用スプーン（大・小）	4円
スプーン/フォーク	6円
ストロー（2種）	4円



中長期的目標「ファミEcoビジョン2050」

出所) ファミリーマートウェブサイト、https://www.family.co.jp/company/news_releases/2024/20240119_02.html（閲覧日：2024年8月1日）

デジジャパン：クリーニング店専用アプリ

- クリーニング店とお客様をつなぐスマホ専用アプリに、顧客がクリーニング店に**返却したハンガーの本数や回収率を自動集計**し、店の端末に表示する機能を2023年2月にリリース。

- **ハンガー返却本数に応じ、顧客にポイント付与**
- 顧客アプリ画面にポイント数の表示可能。



出所) デジジャパンウェブサイト、<https://www.digi-cleaning.com/230215-2/>（閲覧日：2024年8月1日）

すかいらーく：使用量の削減目標

- カトラリーを木製に変更する等プラスチック製品の廃止を進め、また、**使い捨てプラスチック使用量の削減目標**を掲げる。

使い捨てプラスチック使用量削減実績・KPI

	実績				KPI		
	2020年	2021年	2022年	2023年	2026年	2030年	2050年
使い捨てプラスチック使用量	4,282	4,806	4,273	3,857	▲50%	▲50%	▲50%
	2020年比						
使い捨てプラスチックにおける石油由来素材比率	95%	87%	86%	86%	50%	ゼロ	ゼロ

出所) すかいらーくウェブサイト、https://corp.skylark.co.jp/sustainability/environment/waste_reduction/
ESGデータブック(2023年12月18日)、https://corp.skylark.co.jp/Portals/0/images/sustainability/data_collection/ESG_Databook_2022a.pdf
ESGデータブック(2024年8月7日)、https://corp.skylark.co.jp/Portals/0/images/sustainability/data_collection/ESG_Databook_2023a.pdf（いずれも、閲覧日：2024年9月5日）

帝国ホテル：プラスチック使用量の削減目標

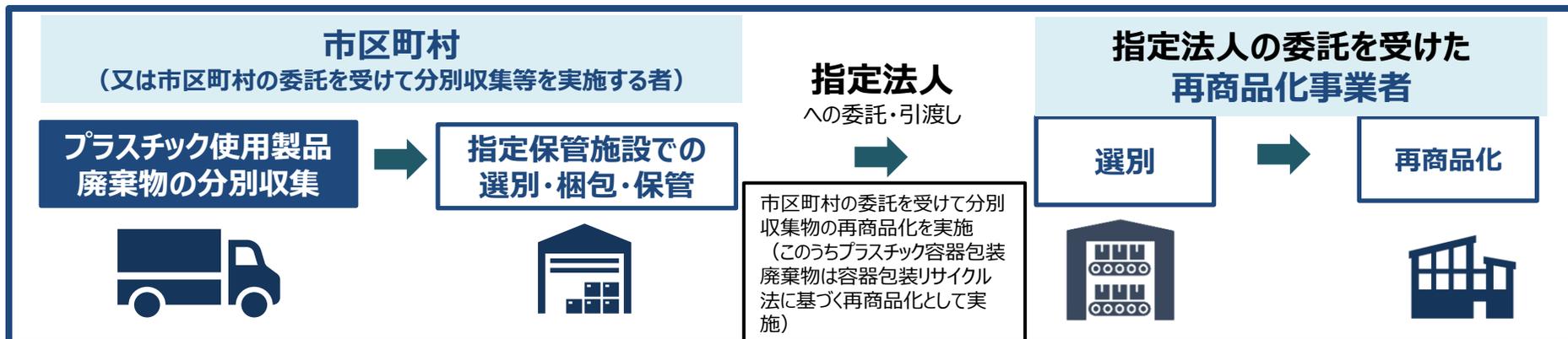
- 2023年度、「プラスチック資源循環促進法」アメニティーのプラスチック使用を**年間約13t削減目標（削減率約85%/2019年比）**アメニティーを竹製、木製、バイオマス素材へ切替。
プラスチック使用量削減効果見込み率（アメニティ/2019年比）

	2022年度削減率実績	2023年度削減率目標
歯ブラシ	82.2%	88.6%
ヘアブラシ	79.8%	100%
カミソリ	51.6%	74.6%
シャワーキャップ	36.8%	53.4%
ヘアフォーム	86.3%	87.2%



出所) 帝国ホテルウェブサイト、<https://www.imperialhotel.co.jp/sustainability/topics/tokyo-sdgs>
2023年度 プラスチック使用量の削減計画、<https://www.imperialhotel.co.jp/sites/default/files/file/2023-12/bffd702a4f134359d0161a1891b1e59b.pdf>（いずれも、閲覧日：2024年8月20日）

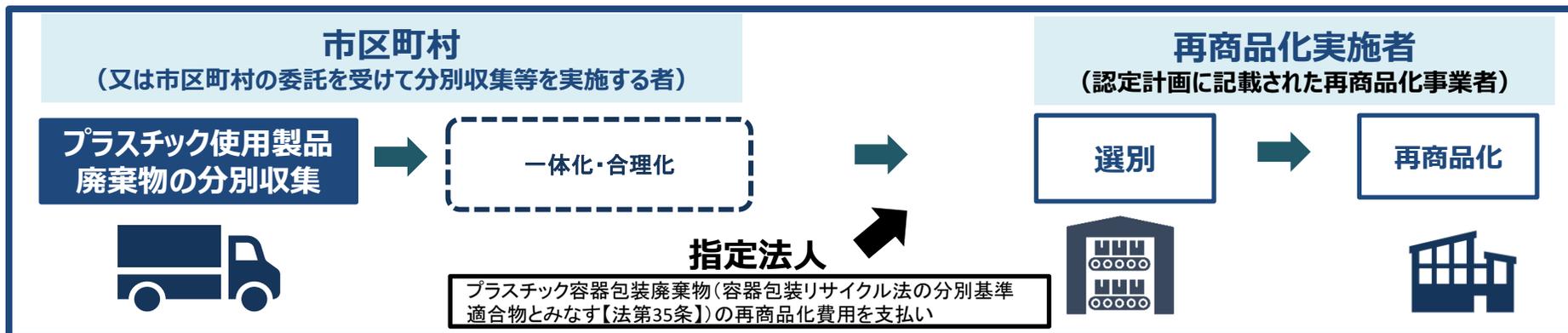
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法 (法32条)



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法 (法33条)

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(令和6年4月8日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
北海道	7	3,659
岩手県	1	315
宮城県	4	3,437
福島県	1	1,289
栃木県	1	2,000
群馬県	4	2,124
埼玉県	2	4,500
千葉県	1	459
東京都	17	24,331
神奈川県	3	19,270
富山県	1	377
福井県	1	331
長野県	16	4,177

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
岐阜県	1	10
静岡県	1	1,198
愛知県	12	35,521
三重県	1	1,150
京都府	1	3,294
兵庫県	2	475
和歌山県	1	265
岡山県	2	3,983
広島県	1	850
愛媛県	1	320
福岡県	2	751
熊本県	1	498
鹿児島県	2	720
合計	87	115,302

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r05/pla02.pdf>)

再商品化計画の認定事例について (第33条)

市町村名 (認定日)	計画期間	収集、運搬 又は処分を行うもの	市町村名 (認定日)	計画期間	収集、運搬 又は処分を行うもの	市町村名 (認定日)	計画期間	収集、運搬 又は処分を行うもの
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	J&T環境株式会社 (宮城県仙台市)	岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社青南商事 (青森県青森市)	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31 (2年6か月)	因幡環境整備株式会社 (鳥取県鳥取市)
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31 (2年3か月)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社ピートル エンジニアリング (福岡県北九州市)	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)
神奈川県 横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	株式会社TBM (神奈川県横須賀市)	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社湯沢クリーンセンター (秋田県湯沢市)
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R7.3.31 (1年間)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市) DINS関西株式会社	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26~ R9.3.31 (2年11か月)	旭鉱石株式会社 (徳島県徳島市) DINS関西株式会社 (大阪府寝屋川市) 栄伸開発株式会社 (大阪府大阪市) J & T 環境株式会社 (神奈川県川崎市) 株式会社Jサーキュラーシステム (神奈川県川崎市) 株式会社レゾナック (神奈川県川崎市)	石川地方生活環 境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社青南商事 (青森県青森市)
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31 (2年10か月)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	JFEブラリソース株式会社 (神奈川県川崎市) 株式会社Jサーキュラーシステム (神奈川県川崎市) 株式会社レゾナック (神奈川県川崎市)
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社工コポート九州 (熊本県熊本市)	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	田中石灰工業株式会社 (高知県高知市)
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社岐阜 リサイクルセンター (岐阜県安八郡輪之内町)	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	栄伸開発株式会社 (大阪府大阪市) 大東衛生株式会社 (大阪府大阪市)
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	日鉄リサイクル株式会社 (千葉県君津市)	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)			
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	日鉄リサイクル株式会社 (愛知県東海市)						

これまでに27件の認定

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定事例（39条）



プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種類	量(t/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリルペレット	アクリルシート製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム破砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県・大阪府・兵庫県・滋賀県・愛知県・岡山県・和歌山県	発泡スチロール (ビーズ) 発泡スチロール (シート) 合計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッドペレット	発泡スチロール製造事業者
イオンディライト(株) (R6.7.22)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道・宮城県・福島県・東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県・長野県・石川県・愛知県・静岡県・滋賀県・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県	ポリエチレン (気泡緩衝材) 合計	130.4 130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用

これまでに5件の認定

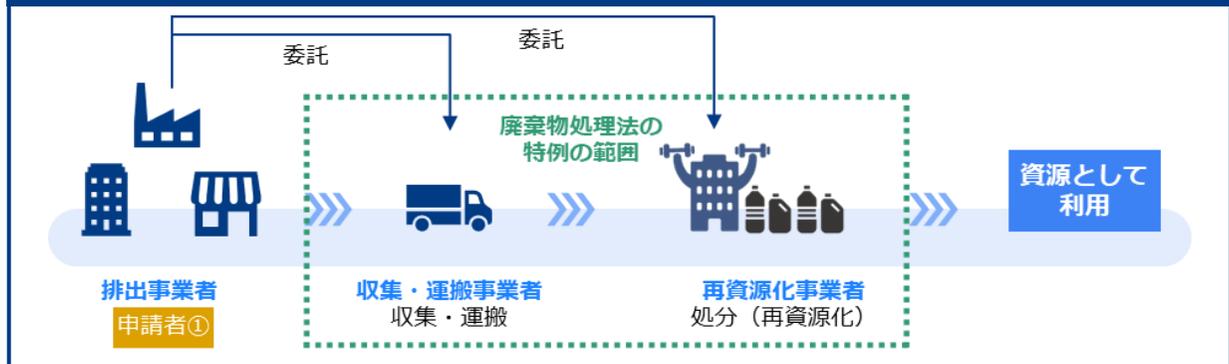
③ 排出・回収・リサイクル 産廃プラのリデュース・リサイクル (48条)

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

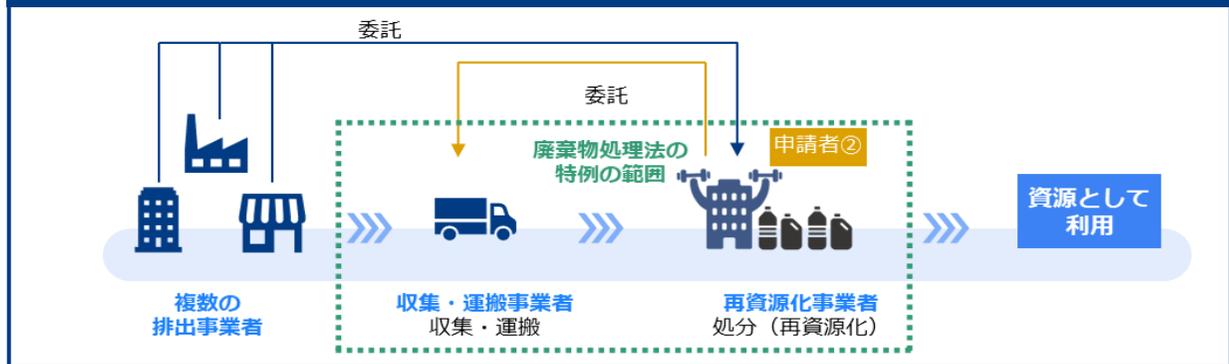
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種類	量(ト/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計)	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合 減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号認定	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号認定	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号認定	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC） 合計	311.0 630.0 941.0	再生複合材	太陽光発電下敷き マット製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号認定	青森県、福島県、千葉県、 滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウス ウェア製品等）

これまでに 6 件の認定

- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

● 第五次循環型社会形成推進基本計画

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

再生プラスチックを利用した商品（花王株式会社・ライオン株式会社）



バイオマスプラスチックを利用した商品（スターライト工業株式会社）

業界初。
環境に優しい
バイオマスプラヘルメット

ベルヴィオ
pervio® BP

業界初 **BP** 取得ヘルメット
バイオマスプラ

特許出願中
特願 2020-202099号

頭を守る、地球も守る

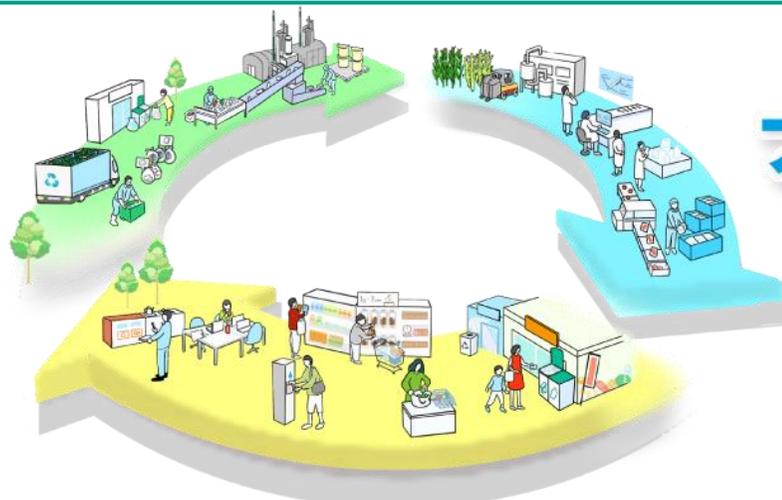
●持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針	
原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。



	施策			
	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
消費者への訴求等	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討		運用開始	
	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討		バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求	
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
フォローアップ等	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト** (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) をご覧いただくとともに、お気軽に以下の担当まで御連絡ください



**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**

環境省 環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室

室長：井上（雄）

担当：橋本、笹生、増田、福武、澤田、濱田、青沼、
野村、高麗、和田、朽網、持田、岡林

E-mail：plastic-circulation@env.go.jp

電話番号：03-5501-3153



Plastics
Smart